

金融機能強化審査会

主管省及び庶務担当部局課 金融庁監督局銀行第二課

電話番号 (03)3506-6000 (代表)

ホームページ <https://www.fsa.go.jp/singi/soff/index.html>

根拠法令 金融機能の強化のための特別措置に関する法律第48条

設置年月日 平成16年6月18日

所掌事務

1. 金融機能の強化のための特別措置に関する法律(以下「法」という。)第4条第1項、第16条第1項、第34条の2第1項、附則第8条第1項、附則第9条第1項及び附則第22条第1項に基づき、金融機関等より提出を受けた経営強化計画等について、意見を述べること
2. 法第48条第2項に基づき、必要に応じ、経営強化計画の履行状況又は協同組織金融機能強化方針に記載された事項の実施状況について審議すること

分科会等<分科会> なし

<部会> なし

委員<定数> 5名以上政令で定める人数内の委員をもって組織する。(金融、法律、会計等に関して優れた識見を有する者。)

うち常勤 なし

<任期> 3年

